

平成25年11月1日から

自転車等の

「携帯電話を使用しながら運転」禁止



いずれも5万円以下の罰金

「ヘッドホン等で音楽を聞きながら運転」禁止

### 京都府道路交通規則の一部改正

自転車を運転しながら携帯電話やイヤホン等を使用することは、運転が不安定になったり、周囲の交通状況に対する注意が不十分になるなどたいへん危険な行為です。

交通事故につながる危険な行為を禁止するため、京都府道路交通規則の一部が改正され、道路交通法に基づいて罰則規定が適用されることとなりました。

- ◎ 携帯電話等を使用しながら運転（5万円以下の罰金）
- ◎ イヤホン、ヘッドホン等で音楽等を聞きながら運転（5万円以下の罰金）

京都府道路交通規則第12条

交通ルールと歩行者を守って安全に走りましょう。

自転車は車の仲間です。

### 自転車安全利用五則



- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

- 4 安全ルールを守る
  - ◆ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - ◆ 夜間はライトを点灯
  - ◆ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子供はヘルメット着用

あなた自身、そして周りの人の未来を守るため、自転車を安全に利用しましょう。

## 自転車は車両です

交通違反や交通事故を起こすと、刑罰を受けたり、損害賠償の責任を負うことがあります。

\* 刑罰…懲役、禁錮、罰金等のことです。



### 自転車の主な違反

#### 酒酔い運転

道路交通法  
第65条第1項



罰則 5年以下の懲役  
又は100万円以下の罰金

#### 制動装置不良

道路交通法  
第63条の9第1項



罰則 5万円以下の罰金

#### 信号無視

道路交通法  
第7条



罰則 3月以下の懲役  
又は5万円以下の罰金

#### 右側通行

道路交通法  
第17条第4項



罰則 3月以下の懲役  
又は5万円以下の罰金

#### 指定場所一時不停止

道路交通法  
第43条



罰則 3月以下の懲役  
又は5万円以下の罰金

#### 傘さし運転

道路交通法第71条第6号  
京都府道路交通規則第12条第9号



罰則 5万円以下の罰金

#### 二人乗り

道路交通法第57条第2項  
京都府道路交通規則第9条第1号



罰則 2万円以下の罰金  
又は料料

#### 無灯火

道路交通法  
第52条第1項



罰則 5万円以下の罰金

#### 通行禁止違反

道路交通法  
第8条第1項



罰則 3月以下の懲役  
又は5万円以下の罰金

#### 携帯電話等の使用

道路交通法第71条第6号  
京都府道路交通規則第12条第12号



罰則 5万円以下の罰金

#### イヤホン・ヘッドホン等の使用

道路交通法第71条第6号  
京都府道路交通規則第12条第13号



罰則 5万円以下の罰金

児童、幼児の  
皆さんは乗車用  
ヘルメットを  
着用しよう!

